

## 期間業務職員の募集について

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（総括担当）では、期間業務職員（秘書業務）の募集を行います。

### 1. 採用予定官職

期間業務職員（経済社会システム担当）＜総括担当＞

※非正規雇用

### 2. 業務内容

経済社会システム担当では、以下のような業務を行っています。

○中長期の経済財政政策

○PPP/PFI の推進

○規制改革の推進

### 3. 職務内容

秘書業務

（具体的には、スケジュール管理、来客対応、電話対応、清掃、P Cによる資料作成、その他常勤職員等の補助事務を行っていただきます。）

### 4. 募集人数

2 名

### 5. 募集対象

（1）高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方

（2）基礎的なパソコン操作が可能な方（Word、Excel、PowerPoint、Outlook等）

なお、以下に該当する方は、今回の募集に応募できません。

○日本国籍を有しない者

○国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員になることができない者

○平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

### 6. 採用予定日、雇用期間

（1）採用予定日

令和 8 年 4 月 1 日

（2）雇用期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

（採用後、1 ヶ月間は条件付採用期間）

※年度契約。勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再採用されることもあります。

## 7. 給与

内閣府の内規に基づき支給されます。

### (1) 日給

11,190円～14,190円（予定）

上記の金額は、法律等の改正及び施行に伴って変更する場合がありますので、御承知置きください。

### (2) 支払日

原則毎月16日（給与期間（月の初日から末日まで）の勤務実績に基づき、翌月の16日に支給）

### (3) 諸手当

賞与（一定の条件を満たした場合、年2回（6月及び12月））

通勤手当（給与法及び人事院規則等の規定により算定した額を支給、定期券にあっては原則として6箇月定期券分を支給、マイカー通勤不可）

住居手当（月額28,000円以内、支給条件に該当する方のみ）

超過勤務手当（実績に応じて支給）

### (4) 退職手当（一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法に基づいて支給。）

## 8. 加入保険等

雇用保険、健康保険（国家公務員共済組合制度（短期給付）、厚生年金保険に加入。

※国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。

※再採用により一定条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は国家公務員共済組合制度（長期給付）への加入に切り替わります。

## 9. 身分・服務

国家公務員法を適用（非常勤職員）

## 10. 勤務条件

### (1) 勤務時間

原則として午前9時00分～午後5時45分（正午から午後1時までの60分間は休憩時間）（土、日、休日を除く。超過勤務あり。）

なお、組織の業務の都合により、所定勤務時間を変更する場合があります。

### (2) 休暇

年次休暇10日（採用日より付与。再採用時に繰越可）

夏季特別休暇3日（7月～9月に連続する3日の範囲内で取得可能）

## 1 1. 勤務地

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）＜総括担当＞

東京都千代田区永田町 1－6－1 中央合同庁舎第 8 号館

＜所在地地図＞【注意】入館の際には、内閣府本府庁舎から連絡通路を通じて入館して下さい。



## 1 2. 応募方法

### （1）提出書類

履歴書（市販のもので可、顔写真添付）

職務経歴書（様式任意。職務経歴年数の確認のため、採用年月日だけでなく、退職等年月日もご記入ください。）

### （2）提出方法

郵送（封筒の表面に、赤色で「期間業務職員 応募書類在中」と記載のこと）

※持ち込み提出は不可。

### （3）提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1－6－1

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付

参事官（総括担当）付 期間業務職員採用担当 宛

### （4）提出締切

令和 8 年 1 月 3 0 日（金）必着

### 1 3. 選考方法

#### 1 次選考 書類審査

#### 2 次選考 面接

書類審査（1 次選考）の上、面接（2 次選考）を行うこととなった方のみ、2 次選考の日時、場所等をご連絡させていただきます。

※面接にお越しの際、内閣府までの交通費等は、各自の負担となりますので、あらかじめご承知おきください。

※応募書類は、原則返却いたしませんのでご了承ください。

### 1 4. その他

採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしておりますので、あらかじめ同カード取得の手続きをしていただくこととなります。

### 1 5. 問合せ先

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付

参事官（総括担当）付 梅田

電話 03-6257-1498